

平成30年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸市立灘区民ホール指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(2) 意見 ① 指定管理業務に係る修繕等について イ 併設施設の修繕費等について 区民ホールにおいては、同じ建物の中に本市保健福祉局が所有する部分（2・3階）があり、指定管理者業務要領では、「清掃（共用部分のみ）、全館共通設備の管理点検、光熱水費、共用部分の修繕・消耗品等」（以下、「経費按分項目」という。）については、指定管理者が建物全体を対象に業務を実施することとされ、所要経費については、占有面積の割合で按分し、指定管理料と別に本市保健福祉局に負担を求めるとされている。 これにより、指定管理業務として行う修繕は、区民ホール及び同じ建物の共用部分が対象と考えられるが、指定管理者業務要領では、修繕費は指定管理料の中で予算額を4,114,000円（税込）と定め、年度終了後精算することとされている。 一方、指定管理者協定書においては、平成29年度の修繕費は2,963,840円となっており、本市所管局の経費負担分に相当する。また、本市保健福祉局は、経費按分項目に係る同局の負担分の修繕業務を指定管理者に委託している（委託料のうち修繕費は1,150,160円）。 しかしながら、当該委託業務の仕様書には、経費按分項目に係る業務のほか、同局所管部分（2・3階）の施設及び設備の維持管理業務及び修繕も含まれており、指定管理者協定書の内容と合わせると、指定管理者業務要領における指定管理業務の修繕予算額4,114,000円で、本市保健福祉局所管分も含めた修繕を行うこととなることから、指定管理者業務要領における修繕の範囲と異なっている。 本市所管局は、業務要領の作成や協定締結にあたっては、本市保健福祉局と指	経費負担と業務対象区域の区分について、保健福祉局（現：健康局）及び指定管理者と協議し、明確になった。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
定管理者との委託内容も把握したうえ、 それぞれの経費負担と業務対象区域の区 分を明確にされたい。		